

## 【一般料金】

旧	新	備考
<p>3. 契約の締結</p> <p>(1) 本個別約款にもとづく契約（以下「本契約」といいます）の締結を希望されるお客さまは、当社が定める申し込み方法により、当社に申し込んでいただきます。</p> <p>(2) 本契約は、当社がお客さまからの申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。</p> <p>(3) 契約期間は次のとおりといたします。</p> <p>① 契約期間は、契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日を起算日として、以降最初の定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。ただし、契約成立日が新たにガスを使用開始する日（以下「使用開始日」といいます。）以前の場合は、使用開始日から、その翌日以降最初の定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。</p> <p>② 契約期間満了日以前に解約の申し込みがない場合、本契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌年同月の定例検針日まで継続するものとし、以後これにならうものといたします。</p> <p>(4) 当社は、本契約の契約期間満了前に解約したお客さまが、再度同一需要場所で本契約または他の個別約款への申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改裝等のための一時不使用による解約または契約種別の変更の場合はこの限りではありません（(5)において同じ）。</p>	<p>3. 契約の締結</p> <p>(1) 本個別約款にもとづく契約（以下「本契約」といいます。）の締結を希望されるお客さまは、当社が定める申し込み方法により、当社に申し込んでいただきます。</p> <p>(2) 本契約は、当社がお客さまからの申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。</p> <p>(3) 本契約は、契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日から、または契約成立日が新たにガスを使用開始する日（以下「使用開始日」といいます。）以前の場合は使用開始日から有効となり、お客さままたは当社が解約の申し出を行うまで、同一条件で継続するものといたします。</p> <p>(4) 当社は、過去に本契約または他の個別約款を同一需要場所でご契約いただいたお客様が、解約または契約種別変更の日から1年未満で再度お申し込みされる場合、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改裝等による一時不使用に伴う解約または契約種別の変更の場合はこの限りではありません（(5)において同じ）。</p>	

<p>(5) 当社は、<u>本契約の契約期間満了</u>前に他の個別約款にもとづく契約への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。</p> <p><b>5. 契約の変更または解除</b></p> <p>(1) お客様のガス使用計画に変更がある場合は、<u>契約期間中</u>であっても、双方協議して本契約を変更または解除することができるものといたします。</p> <p>(2) 当社またはお客様に契約違反があった場合(2の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には、<u>契約期間中</u>であっても相互に契約を解消できるものとします。</p>	<p>(5) 当社は、<b>本契約の有効期間中に</b>他の個別約款にもとづく契約への変更を申し込みされた場合、その申し込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(1) お客様のガス使用計画に変更がある場合は、<b>本契約の有効期間中</b>であっても、双方協議して本契約を変更または解除することができるものといたします。</p> <p>(2) 当社またはお客様に契約違反があった場合(2の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には、<b>本契約の有効期間中</b>であっても相互に契約を解消できるものとします。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 【家庭用暖房料金】

旧	新	備考
<p><b>3. 契約の締結</b></p> <p>(1) 本個別約款にもとづく契約（以下「本契約」といいます）の締結を希望されるお客様は、当社が定める申し込み方法により、当社に申し込んでいただきます。</p> <p>(2) 本契約は、当社がお客様からの申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。</p> <p>(3) 契約期間は次のとおりといたします。 ① 契約期間は、契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日を起算日として、以降最初の定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。ただし、契約成立日が新たにガスを使用開始する日（以下「使用開始日」といいます。）以前の場合は使用開始日から有効となり、お客様または当社が解約の申し出を行うまで、同一条件で継続するものといたします。</p>	<p><b>3. 契約の締結</b></p> <p>(1) 本個別約款にもとづく契約（以下「本契約」といいます。）の締結を希望されるお客様は、当社が定める申し込み方法により、当社に申し込んでいただきます。</p> <p>(2) 本契約は、当社がお客様からの申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。</p> <p><b>(3) 本契約は、契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日から、または契約成立日が新たにガスを使用開始する日（以下「使用開始日」といいます。）以前の場合は使用開始日から有効となり、お客様または当社が解約の申し出を行うまで、同一条件で継続するものといたします。</b></p>	

降最初の定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までとい  
たします。② 契約期間満了日以前に解約の申し込みがない場  
合、本契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月  
の翌年同月の定例検針日まで継続するものとし、以後これになら  
うものといたします。

(4) 当社は、本契約の契約期間満了前に解約または一般料金契  
約（個別約款）への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で  
本契約または他の個別約款にもとづく契約への申し込みをする場  
合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または契約種  
別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾  
しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改裝等  
のための一時不使用による解約または契約種別の変更の場合はこ  
の限りではありません（（5）において同じ）。

(5) 当社は、本契約の契約期間満了前に他の個別約款にもと  
づく契約への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承  
諾しないことがあります。

## 5. 契約の変更または解除

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合は、契約期間中  
であっても、双方協議して本契約を変更または解除することができる  
ものといたします。
- (2) 当社またはお客さまに契約違反があった場合（2の適用条件  
を満たさなくなった場合を含みます。）には、契約期間中であ  
っても相互に契約を解消できるものとします。

(4) 当社は、過去に本契約または他の個別約款を同一需要場所で  
ご契約いただいていたお客さまが、解約または契約種別変更の日  
から1年未満で再度お申し込みされる場合、その申し込みを承諾  
しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改裝等に  
よる一時不使用に伴う解約または契約種別の変更の場合はこの限  
りではありません（（5）において同じ）。

(5) 当社は、本契約の有効期間中に他の個別約款にもとづく契約  
への変更を申し込みされた場合、その申し込みを承諾しないことが  
あります。

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合は、本契約の有  
効期間中であっても、双方協議して本契約を変更または解除する  
ことができるものといたします。
- (2) 当社またはお客さまに契約違反があった場合（2の適用条件  
を満たさなくなった場合を含みます。）には、本契約の有効期間  
中であっても相互に契約を解消できるものとします。

## 【エネファーム料金】

旧	新	備考
<p>3. 契約の締結</p> <p>(1) 本個別約款にもとづく契約（以下「本契約」といいます）の締結を希望されるお客さまは、当社が定める申し込み方法により、当社に申し込んでいただきます。</p> <p>(2) 本契約は、当社がお客さまからの申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。</p> <p>(3) 契約期間は次のとおりといたします。</p> <p>① 契約期間は、契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日を起算日として、以降最初の定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。ただし、契約成立日が新たにガスを使用開始する日（以下「使用開始日」といいます。）以前の場合は、使用開始日から、その翌日以降最初の定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。</p> <p>② 契約期間満了日以前に解約の申し込みがない場合、本契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌年同月の定例検針日まで継続するものとし、以後これにならうものといたします。</p> <p>④ 当社は、本契約の契約期間満了前に解約または一般料金契約（個別約款）への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約または他の個別約款にもとづく契約への申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改装等のための一時不使用による解約または契約種別の変更の場合はこの限りではありません（(5)において同じ）。</p>	<p>3. 契約の締結</p> <p>(1) 本個別約款にもとづく契約（以下「本契約」といいます。）の締結を希望されるお客さまは、当社が定める申し込み方法により、当社に申し込んでいただきます。</p> <p>(2) 本契約は、当社がお客さまからの申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。</p> <p>(3) 本契約は、契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日から、または契約成立日が新たにガスを使用開始する日（以下「使用開始日」といいます。）以前の場合は使用開始日から有効となり、お客さままたは当社が解約の申し出を行うまで、同一条件で継続するものといたします。</p> <p>(4) 当社は、過去に本契約または他の個別約款を同一需要場所でご契約いただいていたお客さまが、解約または契約種別変更の日から1年未満で再度お申し込みされる場合、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改装等による一時不使用に伴う解約または契約種別の変更の場合はこの限りではありません（(5)において同じ）。</p>	

(5) 当社は、本契約の契約期間満了前に他の個別約款にもとづく契約への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

## 5. 契約の変更または解除

(1) お客様のガス使用計画に変更がある場合は、契約期間中であっても、双方協議して本契約を変更または解除することができるものといたします。

(2) 当社またはお客様に契約違反があった場合（2の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には、契約期間中であっても相互に契約を解消できるものとします。

(5)当社は、**本契約の有効期間中に**他の個別約款にもとづく契約への変更を申し込みされた場合、その申し込みを承諾しないことがあります。

(1) お客様のガス使用計画に変更がある場合は、**本契約の有効期間中**であっても、双方協議して本契約を変更または解除することができるものといたします。

(2)当社またはお客様に契約違反があった場合（2の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には、**本契約の有効期間中**であっても相互に契約を解消できるものとします。